四日市市ふれあい牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第39号

四日市市ふれあい牧場条例の一部を改正する条例

四日市市ふれあい牧場条例(平成9年四日市市条例第12号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第244条の2 の規定に基づき、四日市市ふれあい牧 場の設置及び管理について必要な事項 を定めるものとする。 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22年法律第67号。以下「法」とい う。)第244条の2の規定に基づ き、四日市市ふれあい牧場の設置及び 管理について必要な事項を定めるもの とする。

(牧場の管理)

第3条 牧場の管理は、法第244条の 2第3項の規定により、法人その他の 団体であって市が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に行わせる ことができる。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 次条に規定する使用許可、第10 条に規定する使用許可の取消し、第 11条に規定する特別の設備の設置

- 許可、第12条に規定する入場の制限その他牧場の使用許可に関する業務
- (2) 第6条に規定する利用料金の徴収、第7条に規定する利用料金の減免、第8条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務
- (3) 牧場の施設、附属設備等(以下 「施設等」という。)の維持管理に 関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、牧場 の運営に関して市長が必要と認めた 業務

(使用の許可)_

- 第5条 牧場の施設のうち研修室を使用 しようとする者は、あらかじめ指定管 理者に申請し、その許可を受けなけれ ばならない。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれか に該当すると認めたときは、研修室の 使用を許可しないものとする。
 - (1) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すお</u> <u>それがあるとき。</u>
 - (2) <u>牧場の施設、付属設備等を損傷す</u> るおそれがあるとき。
 - (3) その他牧場の設置目的又は管理上から支障があるとき。
- 3指定管理者は、第1項の許可に際して、牧場の管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

- 第6条 研修室の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)
 は、利用料金を前納しなければならない。ただし、別に規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。
- 2 前項に定める利用料金の額は、別表 に定める額の範囲内において、指定管 理者があらかじめ市長の承認を得て定 める額とする。
- 3 利用料金は、法第244条の2第8 項の規定に基づき、指定管理者の収入 として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、別に規則で定め る基準に従い、利用料金を減額又は免 除することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に研修室を使用し、又はその権利を 譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

- 第10条 指定管理者は、使用者が次の 各号のいずれかに該当すると認めたと きは、許可の条件を変更し、使用を停 止し、又は許可を取り消すことができ る。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規 則の規定に違反したとき。
 - (2) 第 5 条第 2 各号のいずれかに該当 するに至ったとき。
 - (3) 許可の条件に違反したとき。
 - (4) <u>偽りその他不正な手段により使用</u> 許可を受けたとき。
 - (5) その他牧場の管理上特に必要があ るとき。
- 2 前項の規定により、使用者が損害を 受けても市及び指定管理者はその賠償 の責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更 し、又は特別の設備を設置しようとす るときは、あらかじめ指定管理者の許 可を受けなければならない。

(入場の制限)

- 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、牧場への入場を拒み、又は退場を命じることができる。
 - (1) (略)

(入場の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、牧場への入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) (略)

- (2) 牧場の<u>施設、附属設備等(以下</u> <u>「施設等」という。)</u>を損傷するお それがあると認めた者
- (3)から(7)まで (略)

(2) 牧場の<u>施設、付属設備等</u>を損傷するおそれがあると認めた者

(3)から(7)まで (略)

(原状回復の義務)

- 第13条 使用者は、研修室の使用を終 了したとき又は第10条第1項の規定 により使用を停止され、若しくは使用 許可を取り消されたときは、直ちに自 己の負担で原状に回復しなければなら ない。
- 2 使用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者において これを執行し、使用者からその費用を 徴収する。

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

<u>第15条</u> (略)

(損害賠償)

第4条 (略)

(委任)

第5条 (略)

改正後

改正前						
別表(第6条関係	リ表 (第6条関係) <u></u>					
施設の名称	基本利用料金の上限額					
	<u>午前</u>	<u>午後</u>	夜間	<u>全日</u>		
	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から		

	正午まで	午後4時30	午後10時ま	午後10時ま
		<u>分まで</u>	<u>で</u>	<u>で</u>
研修室	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円
-				

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)